

(照会先)

社会保険庁運営部年金保険課

国民年金事業室

杉山、矢口、中澤（内線 3663）

電話（代表）03-5253-1111

（直通）03-3595-2810

平成19年 2月 8日

社 会 保 険 庁

国民年金保険料の収納業務（市場化テストモデル事業）に係る評価について

国民年金保険料の収納業務（市場化テストモデル事業）に係る評価について、別添のとおり
取りまとめました。

国民年金保険料の収納業務（市場化テストモデル事業）に係る評価について

I 事業概要

国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督励業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する（実施期間：平成17年10月から平成18年9月までの1年間）

受託事業者	対象社会保険事務所
(株) もしもしホットライン	弘前社会保険事務所（青森）、宮崎社会保険事務所（宮崎）
エー・シー・エス債権管理回収（株）	足立社会保険事務所（東京）、熱田社会保険事務所（愛知）、大阪社会保険事務局平野事務所（大阪）

II 実施結果と評価

1 事業実績（要求水準）

【納付月数】 達成 = 4力所（弘前、足立、熱田、宮崎）、不達成 = 1力所（平野）

* 同一事務局内の他の事務所（以下「他事務所」）の達成率を上回った = 3力所（弘前、熱田、宮崎）、下回った = 2力所（足立、平野）

【口座振替】 達成 = 1力所（平野）、不達成 = 4力所（弘前、足立、熱田、宮崎）

2 事業経費（コスト）

【納付月数一月当たりのコスト（単純比較）】 受託事業者のコストがいずれも他事務所のコストを下回った

3 評価

納付月数の要求水準は概ね達成され、相当のコスト削減も図られているが、納付率の改善状況はいずれの対象事務所も他事務所に比して低調

〔納付率の面で低迷している要因として考えられる点〕

- ① 対象事務所の免除等の実績が低調
- ② 要求水準が低い（納付率の向上につながる納付月数の獲得が図られる水準となっていない）
- ③ 対象事務所において、積極的に受託事業者と連携・協力し、納付率の向上を目指すという取組が不十分

[コスト面で差を生じた要因として考えられる点（比較）]

受託事業者	社会保険事務所
<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話による納付督励が中心 ○ 未納期間が比較的少ない未納者など効率的に収納が見込める対象に的を絞る ○ 戸別訪問は実施せず又は電話番号不明者など一部に対してのみ実施 ⇒ 人件費を中心に相当のコストダウン 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔・山間地など全地域で納付督励を実施する方針 ○ 電話に加え戸別訪問にかなりのウェイトをおいて納付督励 ○ 遠隔地域を中心として年金相談も行える納付窓口を開設した集合徴収（呼出徴収）を実施 ⇒ これらに応じた人件費等のコスト

III 実施結果を踏まえた見直し … 対象事務所の拡大を前提として民間事業者の活力をより効果的に活用するための見直し

- ① 要求水準の適正化 納付率の向上につながる適正な水準を設定
- ② 受託事業者の決定方法の改善

[現行] 事業者の企画提案内容と入札価格の双方により評価（総合評価落札方式）
 → [検討] 事業の質（成果）を確保する観点から、内容に係る評価に重点を置いた決定方法に改善
- ③ 企画提案に対する必須条件の追加
 全ての被保険者の年金受給権確保に努める取組を必須条件として追加するなどを検討
- ④ 受託事業者への適切な指示・指導及び協力連携の強化
 対象事務所において、納付状況に係る事業管理を徹底し、受託事業者への適切な指示・指導及び協力連携を強化
- ⑤ 情報の早期提供
 金融機関等で納付された保険料の収納情報を受託事業者がリアルタイムで把握できるよう未納者情報を早期提供
- ⑥ 事業の周知・広報の充実
 市場化テストに対する国民の認知度を高めるための周知・広報について検討

IV 今後の事業展開（対象事務所の拡大）

平成18年7月から対象事務所を30ヶ所拡大し、現在35ヶ所で実施中。
 本年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、対象を95ヶ所に拡大予定。
 今般のモデル事業に係る評価を踏まえて所要の改善を図り、納付率向上に向けた事業展開を推進

国民年金保険料の収納事業（市場化テストモデル事業）の実施結果

対象社会保険事務所	受託事業者	納付月数				口座振替		
		要求水準	実施結果	達成率	(同一都府県内の他社会保険事務所の達成率)	要求水準	実施結果	達成率
弘前(青森)	(株)もしもしホットライン	570,953 月	601,566 月	105.36%	(99.99%)	270 件	190 件	70.37%
足立(東京)	エー・シー・エス債権管理回収(株)	771,109 月	778,027 月	100.90%	(103.05%)	94 件	56 件	59.57%
熱田(愛知)	エー・シー・エス債権管理回収(株)	436,291 月	444,545 月	101.89%	(99.65%)	142 件	110 件	77.46%
平野(大阪)	エー・シー・エス債権管理回収(株)	314,565 月	304,535 月	96.81%	(98.07%)	26 件	27 件	103.85%
宮崎(宮崎)	(株)もしもしホットライン	436,380 月	459,526 月	105.30%	(99.43%)	487 件	108 件	22.18%

※ 要求水準 … 受託事業者に対する事業目標。

委託期間中に当該社会保険事務所に収納された納付月数(過年度分保険料を含む。ただし、強制徴収により納付されたものを除く。)及び未納者から獲得した口座振替納付の件数。

対象社会保険事務所	受託事業者	受託事業者における納付月数1月当たりコスト			同一都府県内の他の社会保険事務所における納付月数1月当たりコスト
			納付督促実施状況	(割合)	
弘 前(青森)	(株)もしもしホットライン	77.3 円	電 話	106,425件	85%
			戸別訪問	18,700件	15%
			文 書	-	0%
			計	125,125件	100%
			17年度納付対象月数	920,556月	
足 立(東京)	エー・シー・エス債権管理回収(株)	34.2 円	電 話	119,612件	80%
			戸別訪問	-	0%
			文 書	29,153件	20%
			計	148,765件	100%
			17年度納付対象月数	1,262,888月	
熱 田(愛知)	エー・シー・エス債権管理回収(株)	51.3 円	電 話	127,707件	90%
			戸別訪問	-	0%
			文 書	13,434件	10%
			計	141,141件	100%
			17年度納付対象月数	666,265月	
平 野(大阪)	エー・シー・エス債権管理回収(株)	65.3 円	電 話	67,727件	87%
			戸別訪問	-	0%
			文 書	10,355件	13%
			計	78,082件	100%
			17年度納付対象月数	568,958月	
宮 崎(宮崎)	(株)もしもしホットライン	80.8 円	電 話	77,963件	85%
			戸別訪問	14,197件	15%
			文 書	-	0%
			計	92,160件	100%
			17年度納付対象月数	719,038月	
		149.1 円	電 話	23,962件	20%
			戸別訪問	60,432件	50%
			文 書	35,690件	30%
			計	120,084件	100%
			17年度納付対象月数	327,967月	

注1)コストは、委託期間である平成17年10月～平成18年9月までの間に要した費用及び納付月数から算出した。

注2)受託事業者の費用については、落札価格(委託費)のほか、要求水準を超過した納付月数に対する成功報酬額を含む。

ただ、要求水準を満たしていない場合には、赤達成割合に応じて落札価格(委託費)を減らす額としている。

注(3)社会保険事務所の費用については、委託対象となる業務範囲に要した人件費、旅費及び物件費を計上している。

注3)社会保険事務所の費用について、は、受託事業者による勘定報告書における実施件数である。

対象社会保険事務所	納付率				民間事業者				社会保険事務所			
	17年度末	対前年度比	18年9月末	対前年度比	17年度末	対前年度比	18年9月末	対前年度比	17年度末	対前年度比	18年9月末	対前年度比
弘前(青森)	62.25%	+0.22%	55.24%	△0.23%	573,006	△3.7%	215,274	△4.3%	29.89%	+3.78%	24.12%	+0.79%
県内他社会保険事務所	67.39%	+4.40%	59.64%	+0.22%	1,002,239	△2.6%	385,413	△2.4%	31.05%	+5.86%	22.64%	△0.71%
他社会保険事務所との差	—	△4.18%	—	△0.45%	—	△1.2%	—	△2.0%	—	△2.08%	—	+1.50%
足立(東京)	55.82%	+1.81%	52.74%	+1.65%	705,002	△2.6%	276,120	△1.3%	17.60%	+2.29%	15.03%	+1.53%
都内他社会保険事務所	61.58%	+2.99%	57.29%	+1.62%	13,304,819	△1.3%	5,202,670	△0.9%	18.96%	+2.54%	14.94%	+0.34%
他社会保険事務所との差	—	△1.18%	—	+0.03%	—	△1.3%	—	△0.4%	—	△0.25%	—	+1.19%
熱田(愛知)	62.18%	+3.06%	57.76%	+1.00%	414,267	△2.4%	162,898	△1.9%	23.90%	+3.20%	18.91%	+0.53%
県内他社会保険事務所	69.60%	+3.47%	66.23%	+2.18%	7,098,398	△2.2%	2,803,060	△1.3%	19.24%	+3.48%	15.85%	+1.20%
他社会保険事務所との差	—	△0.41%	—	△1.18%	—	△0.2%	—	△0.6%	—	△0.28%	—	△0.67%
大阪(大阪)	49.10%	+2.63%	43.65%	△1.09%	279,365	△4.2%	105,764	△5.5%	27.73%	+2.76%	22.07%	△2.48%
府内他社会保険事務所	58.34%	+3.72%	52.38%	+0.07%	7,472,996	△3.3%	2,879,852	△3.5%	27.41%	+3.76%	18.85%	△2.85%
他社会保険事務所との差	—	△1.09%	—	△1.16%	—	△0.9%	—	△2.0%	—	△1.00%	—	+0.37%
宮崎(宮崎)	59.81%	+3.73%	53.57%	+0.46%	430,092	△2.5%	166,758	△2.9%	29.10%	+5.37%	22.94%	+2.34%
県内他社会保険事務所	68.56%	+6.36%	62.18%	+2.16%	674,585	△1.4%	263,702	△1.4%	31.04%	+5.64%	23.86%	+1.52%
他社会保険事務所との差	—	△2.63%	—	△1.70%	—	△1.2%	—	△1.5%	—	△0.27%	—	+0.82%

国民年金保険料の収納業務（市場化テストモデル事業）に係る評価について

【概要】

平成19年2月
社会保険庁運営部年金保険課

I 事業概要

1 目的

社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く未納者に対する納付督励業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

2 対象業務

次の業務を包括的に委託し、効率的・効果的に実施する手段・手法については、現行法の範囲内において受託者に委ねるものとする。

- ① 国民年金保険料の未納者（強制徴収対象者及び免除等申請勧奨対象者を除く。）に対する納付督励
- ② 未納者からの委託に基づく保険料の納付受託
- ③ 未納者からの口座振替の獲得
- ④ 業務実施内容の記録及び報告

3 実施期間

平成17年10月から平成18年9月までの1年間

4 対象社会保険事務所及び受託事業者

- 全国312ヶ所の社会保険事務所のうち、5ヶ所の社会保険事務所を対象として実施。
- 対象選定に当たっては、一定規模の被保険者数（5万人以上）、保険料の納付状況、地域バランス（エリア分散、都市型と地方型）等を考慮。
- 受託事業者は、応札業者の提出した企画提案書及び入札書による総合評価落札方式（一般競争入札）により選定。

対象社会保険事務所	管轄区域	受託事業者
弘前社会保険事務所（青森）	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡	（株）もしもしホットライン
足立社会保険事務所（東京）	足立区	エー・シー・エス債権管理回収（株）
熱田社会保険事務所（愛知）	名古屋市のうち熱田区、中川区、港区	エー・シー・エス債権管理回収（株）
大阪社会保険事務局平野事務所（大阪）	大阪市のうち東住吉区、平野区	エー・シー・エス債権管理回収（株）
宮崎社会保険事務所（宮崎）	宮崎市 日南市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡	（株）もしもしホットライン

II 実施結果と評価

1 事業実績（要求水準の達成）

（1）納付月数

- 納付月数に係る要求水準は、4力所（弘前、足立、熱田、宮崎）で達成され、1力所（平野）で達成されなかった。
また、要求水準の達成率において、受託事業者の達成率が同一社会保険事務局内の他の社会保険事務所（以下「他事務所」）の達成率を上回ったのは3力所（弘前、熱田、宮崎）、逆に下回ったのは2力所（足立、平野）であった。
- なお、要求水準の達成が必ずしも納付率の向上に結びつく結果となっていない。 → （3）

（注）要求水準の考え方

モデル事業の対象社会保険事務所（以下「対象事務所」）において、委託期間中に収納した納付月数が、同事務所の前年度の納付月数の実績に、平成16年から平成17年までの間の当該事務所における被保険者数の増減を考慮して算出した率を乗じて得た月数を超えること。

（2）口座振替

- 口座振替の獲得に係る要求水準は、1力所（平野）で達成され、4力所（弘前、足立、熱田、宮崎）で達成されなかった。
- 達成状況がはかばかしくない要因としては、口座振替の獲得に当たり、受託事業者はコスト削減の観点から電話勧奨を中心としているのに対し、社会保険事務所においては人員を配置して戸別訪問を行うことにより口座振替申請書の受理を確保しているといった相違によるものではないかと考えられる。

（注）要求水準の考え方

対象事務所において、委託期間中に受託事業者が勧奨の上獲得した新規口座振替者数が、同事務所の前年度において、勧奨により獲得した新規口座振替者数の実績に、平成16年から平成17年までの間の当該事務所における被保険者数の増減を考慮して算出した率を乗じて得た人数を超えること。

（3）納付率との関係

- 国民年金保険料の納付率の改善状況について見ると、対象事務所においては、他事務所に比していずれも低調である。
- 納付月数に係る要求水準がほぼ達成されているにもかかわらず納付率の面で低迷している要因としては、次の点が考えられる。
 - ① 対象事務所の免除等の実績が低調である。
 - ② 要求水準が納付率の向上が図られる水準となっておらず、結果として、納付率の向上につながるだけの納付月数が獲得されなかった
 - ③ 対象事務所において、積極的に受託事業者と連携・協力し、納付率の向上を目指すという取組が不十分であった。
- 以上を踏まえ、対象事務所の取組、要求水準の在り方、対象事務所と受託事業者との連携等について、今後、見直す必要がある。 → III

2 事業経費（コスト）

- 事業に要した費用については、官・民の納付督促手法の相違、比較対象となる他事務所の地域性や被保険者規模等の相違などの要素を勘案して検証する必要があるが、あえて納付月数一月当たりのコストを単純に比較すると、いずれの力所でも受託事業者のコストが他事務所のコストを下回った。
- こうしたコスト面での差を生じた要因としては、次のように考えられる。
 - ① 社会保険事務所は、被保険者の年金受給権の確保の観点から、全ての未納者に対して接触を行うため、遠隔・山間地など全地域で納付督促を実施する方針の下に、電話に加え戸別訪問にかなりのウエイトをおいて納付督促を行うほか、遠隔地域を中心として年金相談も行える納付窓口を開設した集合徴収（呼出徴収）を実施しており、これらに応じた人件費等のコストがかかっている。
 - ② 受託事業者は、電話による納付督促を中心に実施し、未納期間が比較的少ない未納者など効率的に収納が見込める対象に的を絞るとともに、戸別訪問は実施していないか、又は電話番号不明者など未納者の一部に対してのみ実施するなど、人件費を中心に相当のコストダウンを図っている。
- なお、受託事業者の間でも、納付督促手法の相違による費用の差が生じている。
(例) 電話番号不明者などの一部に対して、(株)もしもしホットラインは戸別訪問督促を実施し、エー・シー・エス債権管理回収(株)は文書送付による督促を実施しており、この相違が費用の差に反映している。

III 実施結果を踏まえた見直し … 対象事務所の拡大を前提として民間事業者の活力をより効果的に活用するための見直し

1 基本設計に係る改善

（1）要求水準の適正化

今般の対象事務所は、納付状況が低調な社会保険事務所を選定し、受託事業者に対する納付月数に係る要求水準についても、その対象事務所の実績を基に設定したことから低い水準のものとなっており、結果として、納付率の向上につながるだけの納付月数が獲得されなかった。このため、納付月数に係る今後の要求水準の設定に当たっては、納付率の向上につながる適正な水準を設定することが必要である。

（2）受託事業者の決定方法の改善

受託事業者の決定に当たっては、事業者が企画提案する事業実施内容と入札価格の双方により評価する総合評価落札方式（一般競争入札）を採用したが、この方式は、事業実施内容についての評価が低い事業者であっても、著しく低廉な価格で入札すれば受託できるものであり、事業の質（成果）を確保する観点からは改善の必要がある。このため、今後、事業実施内容に係る評価に重点を置いた受託事業者の決定方法に改善していくことが必要である。

(3) 企画提案に対する必須条件の追加

民間事業者においては、効率性とコスト削減の観点から、遠隔・山間地域の未納者や未納期間の長い者など、比較的非効率な対象者について納付督促を実施しないという選択を行っているが、公的年金事業としては、全ての被保険者の年金受給権確保に努める取組が重要であり、受託事業者の選定に当たっては、こうした取組を企画提案に対する必須条件として追加するなどの措置を検討する必要がある。

2 事業実施面における改善

(1) 受託事業者への適切な指示・指導及び協力連携の強化

納付率向上に向けた収納対策においては、社会保険事務所が全体の取組を主導し、その中の一部として民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用しながら、全体として納付率の向上を目指すものである。

このため、対象事務所においては、強制徴収や免除等申請勧奨の業務に特化し重点的な取組を実施するとともに、納付状況に係る事業管理を徹底し、受託事業者への適切な指示・指導及び協力連携を強化していくことが必要である。

(2) 情報の早期提供

受託事業者へ提供している未納者の情報については、現在月1回の提供にとどまっているが、金融機関等で納付された保険料の収納情報を受託事業者がリアルタイムで把握できるよう、未納者情報の早期提供を図る必要がある。

3 事業の周知・広報の充実

市場化テスト（民間委託事業）に対する国民の認知度が低く、受託事業者が行う納付督促に対する苦情等により、受託事業者や対象事務所の業務に支障をきたす場合があったことから、市場化テスト（民間委託事業）に対する国民の認知度を高めるための周知・広報について検討が必要である。

IV 今後の事業展開（対象事務所の拡大）

- 平成18年7月から対象事務所を30ヶ所拡大し、現在35ヶ所で実施中であるが、国民年金保険料の収納業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）において対象業務として位置づけられたところであり、本年10月からは同法に基づく事業として、対象を95ヶ所に拡大して実施することを予定。
- 拡大実施に当たっては、今般のモデル事業に係る評価を踏まえて所要の改善を図り、納付率向上に向けた事業展開を進めていく。

**国民年金保険料の収納事業(市場化テストモデル事業)
実績評価分析表**

対象社会保険事務所	民間事業者										社会保険事務所								納付率							
	納付月数						口座振替獲得数		免除率						(強制徴収) 最終催告状1件 当たり納付月数											
	要求水準達成率	16年度末	17年度末	対前年度比	17年9月末	18年9月末	対前年度比	要求水準	18年9月末	16年度末	17年度末	対前年度比	17年9月末	18年9月末	対前年度比	16年度末	17年度末	対前年度比	17年9月末	18年9月末	対前年度比	16年度末	17年度末	対前年度比		
弘 前	105.36%	595,172	573,006	△3.7%	225,037	215,274	△4.3%	270件	190件	26.11%	29.89%	+3.78%	23.33%	24.12%	+0.79%	(3.53月)	62.03%	62.25%	+0.22%	55.47%	55.24%	△0.23%				
	県内他社会保険事務所	99.99%	1,028,685	1,002,239	△2.6%	394,725	385,413	△2.4%			25.19%	31.05%	+5.86%	23.35%	22.64%	△0.71%	(4.26月)	62.99%	67.39%	+4.40%	59.42%	59.64%	+0.22%			
	他社会保険事務所との差	+5.37%	—	—	△1.2%	—	—	△2.0%		—	—	△2.08%	—	—	+1.50%	(△0.73月)	—	—	△4.18%	—	—	△0.45%				
足 立	100.90%	723,959	705,002	△2.6%	279,869	276,120	△1.3%	94件	56件	15.31%	17.60%	+2.29%	13.50%	15.03%	+1.53%	(3.53月)	54.01%	55.82%	+1.81%	51.09%	52.74%	+1.65%				
	都内他社会保険事務所	102.37%	13,483,852	13,304,819	△1.3%	5,251,081	5,202,670	△0.9%			16.42%	18.96%	+2.54%	14.60%	14.94%	+0.34%	(4.26月)	58.59%	61.58%	+2.99%	55.67%	57.29%	+1.62%			
	他社会保険事務所との差	△1.47%	—	—	△1.3%	—	—	△0.4%		—	—	△0.25%	—	—	+1.19%	(△0.73月)	—	—	△1.18%	—	—	+0.03%				
熱 田	101.89%	424,596	414,267	△2.4%	166,058	162,898	△1.9%	142件	110件	20.70%	23.90%	+3.20%	18.38%	18.91%	+0.53%	(2.69月)	59.12%	62.18%	+3.06%	56.76%	57.76%	+1.00%				
	県内他社会保険事務所	99.65%	7,260,955	7,098,398	△2.2%	2,840,232	2,803,060	△1.3%			15.76%	19.24%	+3.48%	14.65%	15.85%	+1.20%	(3.37月)	66.13%	69.60%	+3.47%	64.05%	66.23%	+2.18%			
	他社会保険事務所との差	+2.24%	—	—	△0.2%	—	—	△0.6%		—	—	△0.28%	—	—	△0.67%	(△0.68月)	—	—	△0.41%	—	—	△1.18%				
大 阪	96.81%	291,506	279,365	△4.2%	111,910	105,764	△5.5%	26件	27件	24.97%	27.73%	+2.76%	24.55%	22.07%	△2.48%	(0.95月)	46.47%	49.10%	+2.63%	44.74%	43.65%	△1.09%				
	府内他社会保険事務所	98.07%	7,727,007	7,472,996	△3.3%	2,983,828	2,879,852	△3.5%			23.65%	27.41%	+3.76%	21.70%	18.85%	△2.85%	(1.59月)	54.62%	58.34%	+3.72%	52.31%	52.38%	+0.07%			
	他社会保険事務所との差	△1.26%	—	—	△0.9%	—	—	△2.0%		—	—	△1.00%	—	—	+0.37%	(△0.64月)	—	—	△1.09%	—	—	△1.16%				
宮 崎	105.30%	441,313	430,092	△2.5%	171,786	166,758	△2.9%	487件	108件	23.73%	29.10%	+5.37%	20.60%	22.94%	+2.34%	(4.32月)	56.08%	59.81%	+3.73%	53.11%	53.57%	+0.46%				
	県内他社会保険事務所	99.43%	683,931	674,585	△1.4%	267,533	263,702	△1.4%			25.40%	31.04%	+5.64%	22.34%	23.86%	+1.52%	(3.18月)	62.20%	68.56%	+6.36%	60.02%	62.18%	+2.16%			
	他社会保険事務所との差	+5.87%	—	—	△1.2%	—	—	△1.5%		—	—	△0.27%	—	—	+0.82%	(+1.14月)	—	—	△2.63%	—	—	△1.70%				

**国民年金保険料の収納事業(市場化テストモデル事業)
コスト比較表**

対象社会保険事務所	受託事業者	受託事業者における 納付月数1月当たりコスト	納付督促実施状況		(割合)	同一都府県内の他の社会保険事務所における 納付月数1月当たりコスト		
			電話	106,425 件		電話	21,506 件	16%
弘前社会保険事務所（青森）	(株)もしもしホットライン	77.3 円	戸別訪問	18,700 件	15%	164.0 円	戸別訪問	97,564 件
			文書	-	0%		集合徴収（文書）	18,636 件
			計	125,125 件	100%		計	137,706 件
			17年度 納付対象月数	920,556 月			17年度 納付対象月数	495,747 月
			電話	119,612 件	80%		電話	11,273 件
			戸別訪問	-	0%		戸別訪問	65,931 件
足立社会保険事務所（東京）	エー・シー・エス債権管理回収（株）	34.2 円	文書	29,153 件	20%	52.1 円	集合徴収（文書）	97,457 件
			計	148,765 件	100%		計	174,661 件
			17年度 納付対象月数	1,262,888 月			17年度 納付対象月数	744,966 月
			電話	127,707 件	90%		電話	29,356 件
			戸別訪問	-	0%		戸別訪問	51,680 件
			文書	13,434 件	10%		集合徴収（文書）	59,366 件
熱田社会保険事務所（愛知）	エー・シー・エス債権管理回収（株）	51.3 円	計	141,141 件	100%	93.9 円	計	140,402 件
			17年度 納付対象月数	666,265 月			17年度 納付対象月数	679,944 月
			電話	67,727 件	87%		電話	29,069 件
			戸別訪問	-	0%		戸別訪問	63,844 件
			文書	10,355 件	13%		集合徴収（文書）	106,192 件
			計	78,082 件	100%		計	199,105 件
平野事務所（大阪）	エー・シー・エス債権管理回収（株）	65.3 円	17年度 納付対象月数	568,958 月		131.0 円	17年度 納付対象月数	640,488 月
			電話	77,963 件	85%		電話	23,962 件
			戸別訪問	14,197 件	15%		戸別訪問	60,432 件
			文書	-	0%		集合徴収（文書）	35,690 件
			計	92,160 件	100%		計	120,084 件
			17年度 納付対象月数	719,038 月			17年度 納付対象月数	327,967 月
宮崎社会保険事務所（宮崎）	(株)もしもしホットライン	80.8 円	電話	106,425 件	85%	149.1 円	電話	21,506 件
			戸別訪問	18,700 件	15%		戸別訪問	97,564 件
			文書	-	0%		集合徴収（文書）	18,636 件
			計	125,125 件	100%		計	137,706 件
			17年度 納付対象月数	920,556 月			17年度 納付対象月数	495,747 月
			電話	119,612 件	80%		17年度 納付対象月数	744,966 月

注1) コストは、委託期間である平成17年10月～平成18年9月までの間に要した費用及び納付月数から算出した。

注2) 受託事業者の費用については、落札価格（委託費）のほか、要求水準を超過した納付月数に対する成功報酬額を含む。

ただし、要求水準を満たしていない場合には、未達成割合に応じて落札価格（委託費）を減じた額としている。

注3) 社会保険事務所の費用については、委託対象となる業務範囲に要した人件費、旅費及び物件費を計上している。

注4) 納付督促実施状況は、受託事業者については実績報告書による督促件数、社会保険事務所については同委託期間における1社会保険事務所あたりの平均実施件数である。

市場化テストモデル事業(先行5ヶ所) 実施体制比較表

対象社会保険事務所		弘 前	足 立	熱 田
(管轄地域)		弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡	足立区	名古屋市のうち熱田区、中川区、港区
受託事業者	(株)もしもしホットライン		エー・シー・エス債権管理回収(株)	エー・シー・エス債権管理回収(株)
	電話オペレータ	41 人 ※宮崎分と共同実施	15 人 ※熱田分と共同実施	15 人 ※足立分と共同実施
	戸別訪問員	6 人 弘前市及び五所川原市の戸別訪問を実施。他の市町村は未実施。	0 人	0 人
対象社会保険事務所	職 員	16 人 (中長期未納者への戸別訪問、電話督励) 推進員が不在の西目屋村は、職員が戸別訪問を実施。	8 人 (約束者の履行確認、推進員のフォロー、任意加入未納者を中心に戸別訪問、電話)	8 人 (中長期未納者への戸別訪問、電話督励)
	収納指導員	3 人 (中長期未納者への戸別訪問、電話督励)	2 人 (推進員補助、免除関係補助)	2 人 (推進員の管理、指導、事前・事後処理)
	国民年金推進員	18 人 (新規未納者及び短期未納者) ・弘前市 6人 ・尾上町、平賀町 1人 ・五所川原市 2人 ・板柳町、鶴田町 1人 ・五所川原市、中泊町 1人 ・大鷲町、碇ヶ関村 1人 ・黒石市 1人 ・深浦町、鰺ヶ沢町 1人 ・黒石市、田舎館村 1人 ・藤崎町 1人 ・つがる市 2人 ・西目屋村 0人	14 人 (全未納者) 郵便番号別に担当地域を固定 (全地域を網羅)	9 人 (全未納者) 郵便番号別に対象者を振分け、分担で実施 (全地域を網羅)
他社会保険事務所	職 員	9.3 人	7.2 人	8.1 人
	収納指導員	3.0 人	1.9 人	0.0 人
	国民年金推進員	15.3 人 推進員が不在の3町村は、収納指導員が戸別訪問を実施。	9.8 人 推進員不在の4町村は、職員が戸別訪問(集合徴収)を実施。 島嶼部は町村の要請があった場合に集合徴収を実施。利島、御蔵島、青ヶ島の3村は未実施。	9.2 人 推進員の活動のほか、すべての市区町村で職員が戸別訪問(集合徴収)を実施。

対象社会保険事務所		平 野	宮 崎
(管轄地域)		大阪市のうち東住吉区、平野区	宮崎市 日南市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡
受託事業者	(株)もしもしホットライン		(株)もしもしホットライン
	電話オペレータ	12 人	41 人 ※弘前分と共同実施
	戸別訪問員	0 人	6 人 管轄区域内のすべての市町村について戸別訪問を実施。
対象社会保険事務所	職 員	5 人 (長期未納者への戸別訪問・電話督励)	9 人 (長期未納者への戸別訪問、電話督励) 推進員が不在の綾町は、職員が戸別訪問を実施。
	収納指導員	1 人 (納付約束者への戸別訪問・電話督励)	3 人 (長期未納者への戸別訪問、電話督励)
	国民年金推進員	7 人 (短期・中期未納者) (全地域を網羅)	17 人 (短期・中期未納者) ・宮崎市 10人 ・南郷町 1人 ・日南市 1人 ・高岡町 1人 ・清武町 1人 ・国富町 1人 ・田野町(一部清武町) 1人 ・綾町 0人 ・北郷町(一部日南市) 1人
他社会保険事務所	職 員	13.4 人	8.3 人
	収納指導員	2.5 人	2.0 人
	国民年金推進員	12.6 人 すべての市区町村に担当の推進員を設置。	13.3 人 推進員が不在の4町村は、職員が戸別訪問(集合徴収)を実施。

注):受託事業者については、委託業務にかかる体制

注):対象社会保険事務所については、平成17年4月現在の体制

注):他社会保険事務所については、平成18年4月現在の体制